

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 21日

大阪市長 殿

提出者

住所 大阪市此花区島屋5丁目1番109号

氏名 日本製鉄株式会社 関西製鉄所

副所長 高岡 純一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6466-6128

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製鉄株式会社 関西製鉄所
事業場の所在地	大阪市此花区島屋5丁目1番109号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	鉄鋼業
②事業の規模	製品出荷額：87,898百万円
③従業員数	1,251人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（A～C）のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①廃油（廃溶剤）	②廃酸（塩化第2鉄）
	排出量	25.2 t	0.0 t
	（これまでに実施した取組）		
・鉄道用車両製造工程における塗料使用量の適正化			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①廃油（廃溶剤）	②廃酸（塩化第2鉄）
	排出量	24.0 t	0.0 t
	（今後実施する予定の取組）		
・継続して塗料使用量の適正化をはかる。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・構内分別容器に関するパトロールを定期的に行い、分別管理の徹底を行っている。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記分別パトロールを引き続き実施。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③廃酸(廃硫酸等)	④廃PCB	⑤感染性廃棄物	⑥廃アルカリ
18.4 t	28.7 t	10.0 t	0.0 t

②計画

③廃酸(廃硫酸等)	④廃PCB	⑤感染性廃棄物	⑥廃アルカリ
17.5 t	27.3 t	9.5 t	0.0 t

(第2面-3)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①廃油（廃溶剤）	②廃酸（塩化第2鉄）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①廃油（廃溶剤）	②廃酸（塩化第2鉄）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・現状維持		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①廃油（廃溶剤）	②廃酸（塩化第2鉄）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） ・特管廃棄物の自社中間処理は行っていない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①廃油（廃溶剤）	②廃酸（塩化第2鉄）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・特になし			

(第3面-2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③廃酸(廃硫酸等)	④廃PCB	⑤感染性廃棄物	⑥廃アルカリ
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

③廃酸(廃硫酸等)	④廃PCB	⑤感染性廃棄物	⑥廃アルカリ
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③廃酸(廃硫酸等)	④廃PCB	⑤感染性廃棄物	⑥廃アルカリ
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

③廃酸(廃硫酸等)	④廃PCB	⑤感染性廃棄物	⑥廃アルカリ
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①廃油（廃溶剤）	②廃酸（塩化第2鉄）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 自社埋立・海洋投棄無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①廃油（廃溶剤）	②廃酸（塩化第2鉄）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 自社埋立・海洋投棄無し		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①廃油（廃溶剤）	②廃酸（塩化第2鉄）
	全処理委託量	25.2 t	0.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0.0 t
	再生利用業者への処理委託量	25.2 t	0.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 廃溶剤については、蒸留再生目的の中間処理業者に処理委託 ・ 塩化第2鉄については、塩化第2鉄に再生する中間処理業者に処理委託		

(第4面-2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

③廃酸(廃硫酸等)	④廃PCB	⑤感染性廃棄物	⑥廃アルカリ
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

③廃酸(廃硫酸等)	④廃PCB	⑤感染性廃棄物	⑥廃アルカリ
0 t	0 t	0 t	0 t

①現状

③廃酸(廃硫酸等)	④廃PCB	⑤感染性廃棄物	⑥廃アルカリ
18.4 t	28.7 t	10.0 t	0.0 t
18.4 t	28.7 t	10.0 t	0.0 t
18.4 t	28.7 t	10.0 t	0.0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面-3)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①廃油（廃溶剤）	②廃酸（塩化第2鉄）
	全処理委託量	24.0 t	0.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	再生利用業者への処理委託量	24.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
(今後実施する予定の取組)			
・現状維持			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	28.7	t
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェストは全て導入済みです。 処理業者に関しましても、優良認定処理業者を選定しています。 加えて定期的な実地確認も実施しています。		
※事務処理欄			

②計画

③廃酸(廃硫酸等)	④廃PCB	⑤感染性廃棄物	⑥廃アルカリ
17.5 t	27.3 t	9.5 t	0.0 t
17.5 t	27.3 t	9.5 t	0.0 t
17.5 t	27.3 t	9.5 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

②計画

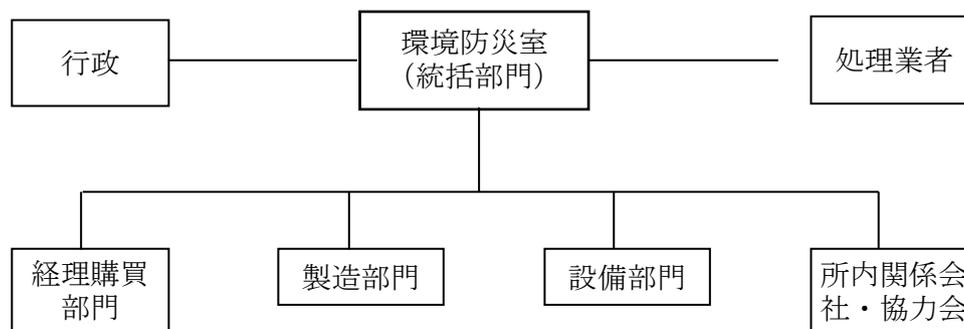
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
 - 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
 - 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成
- (2) 工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了す
- (3) るまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種
- 4 類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種
- 5 類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量
- 7 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業
- 8 廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

日本製鉄株式会社 関西製鉄所

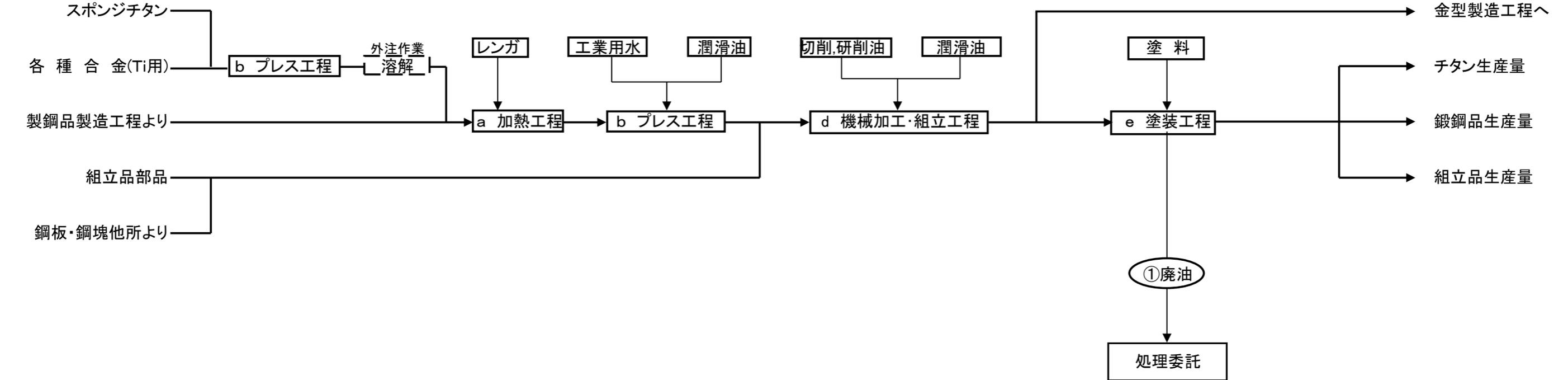
廃棄物管理組織図



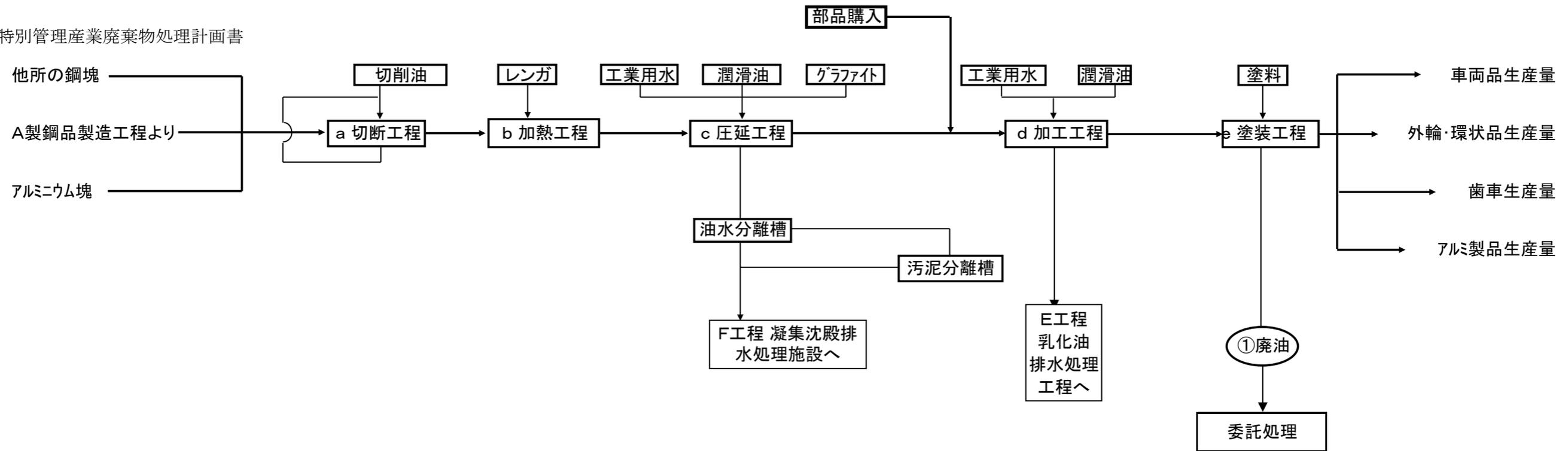
部 署	役 割
環境防災室 (統括部署)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物発生から処分に関する帳簿を作成し、把握管理 2. 産業廃棄物の発生工程、種類毎の量、集計等 3. 処理施設(所内外)の定期的査察 4. 行政報告 5. 処理・収集運搬業者との契約(副)、委託量、マニフェスト管理 6. 産業廃棄物の適正管理及び減量化に関する所内啓発 7. 廃棄物処理に関するリサイクル利用及び委託先の開拓 8. 産業廃棄物の分析による性状把握
経理購買部門	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物の適正処理費用の算出 2. 産業廃棄物委託料金の支払いに関する業務管理 3. 処理・収集運搬業者との契約業務(主)
製造部門	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造工程より発生する産業廃棄物の発生管理 2. 統括部署への情報提供
設備部門	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造工程の修理により発生する産業廃棄物の発生管理 2. 統括部署への情報提供
所内関係会社 協力会社	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造工程より発生する産業廃棄物の発生管理 2. 統括部署への情報提供 <p>※製造工程内にて作業を行う関係会社・協力会社</p>

鍛鋼品製造工程

特別管理産業廃棄物処理計画書



特別管理産業廃棄物処理計画書



型鍛造品製造工程

